

# 諸外国における寄附の状況と 税制の役割

平成20年5月12日

株式会社 三菱総合研究所  
山田英二

お話しすること  
< 調査報告書の構成 >

第1部 国際比較で見る寄附の状況と寄附金税制

国際比較

日・米・英の寄附の状況

日・米・英の寄附金税制

第2部 寄附文化と税制

日本に寄附文化が根付かない理由

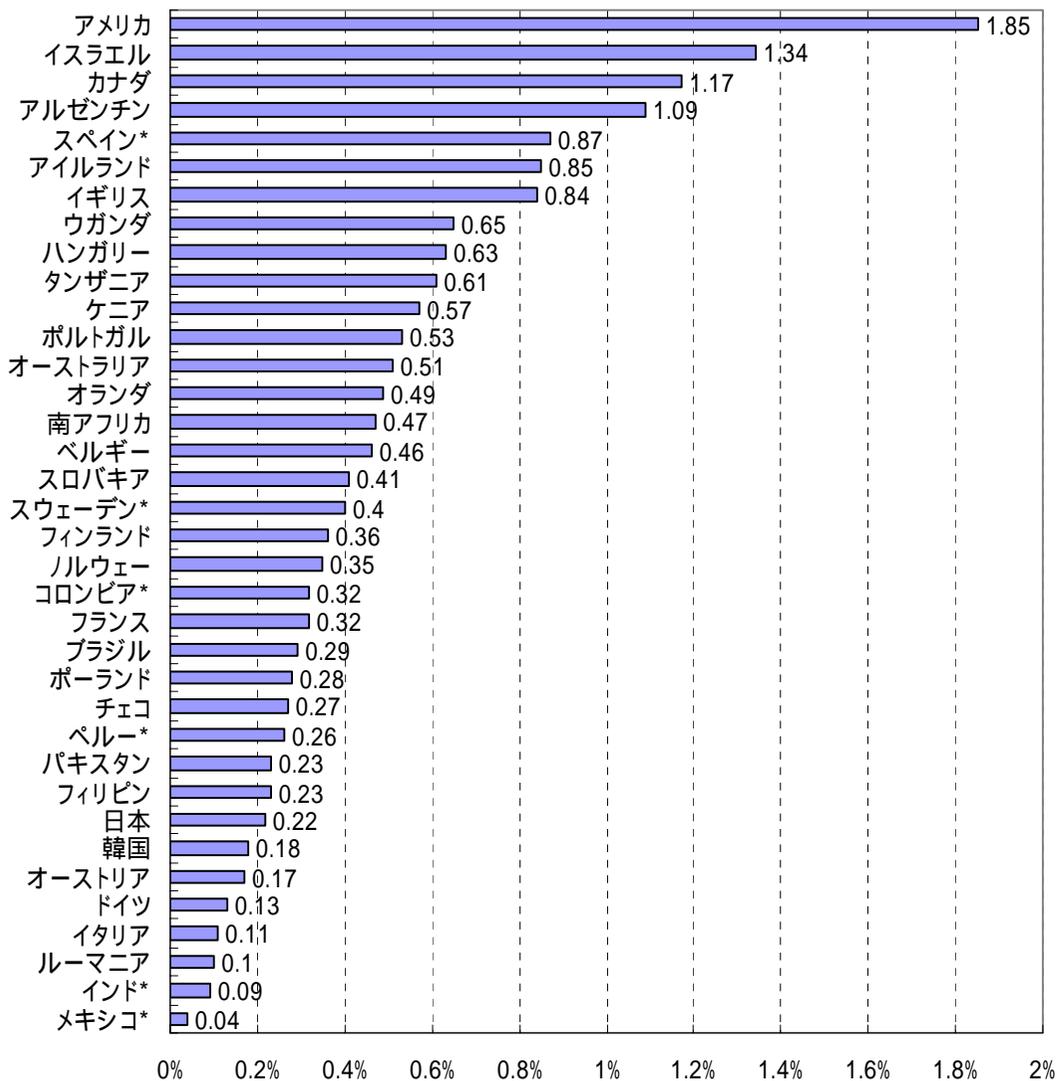
日本に寄附文化を根付かせるための税制の役割

# 国際比較

【ジョンス・ホプキンス大学の比較非営利セクタープロジェクトの調査結果やOECDデータを用いて、OECD諸国を中心に、各国の寄附水準と一人当たりGDP・財政支出・財政負担との関係进行分析している】

## 寄附金額の対GDP比

米国が突出  
日本は36か国中29番目  
欧米諸国は日本よりも高い  
オーストリア、ドイツ、イタリアなどは日本よりも低い

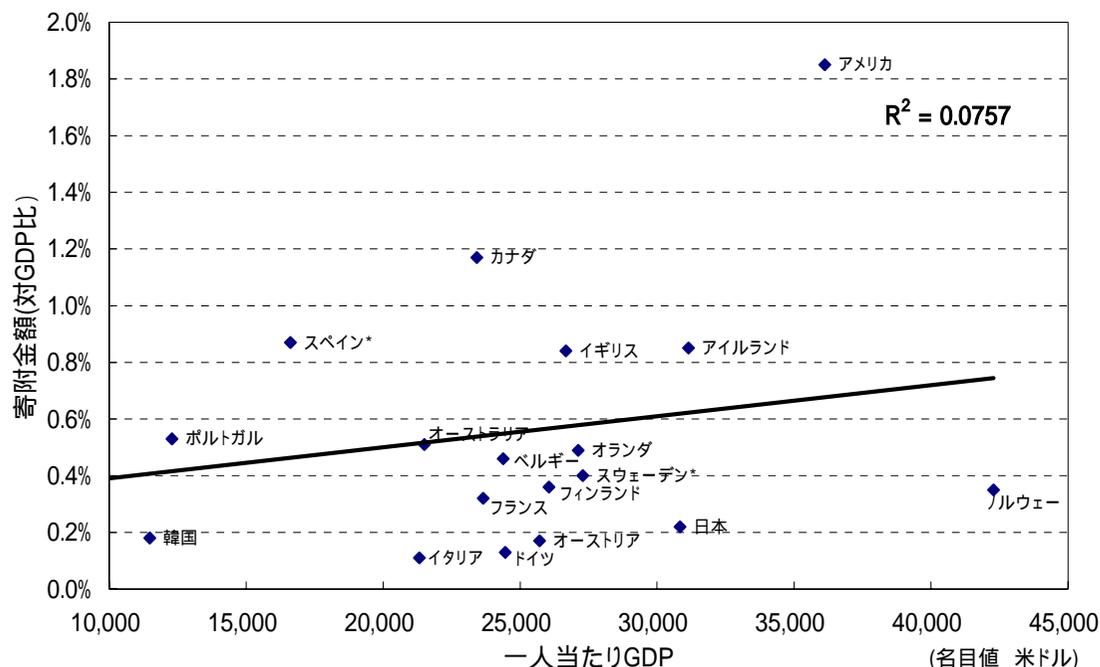


\*宗教団体への寄附額のデータが入手できず  
総額に算入されていない国  
注：寄附金額(対GDP比)は1995年から2002  
年の間のデータであり国別で異なる。  
出典：Johns Hopkins Comparative Nonprofit  
Sector Project

## 寄附と一人当たりGDP

若干の正の相関  
日本は他国に比べると寄附金額は少ない

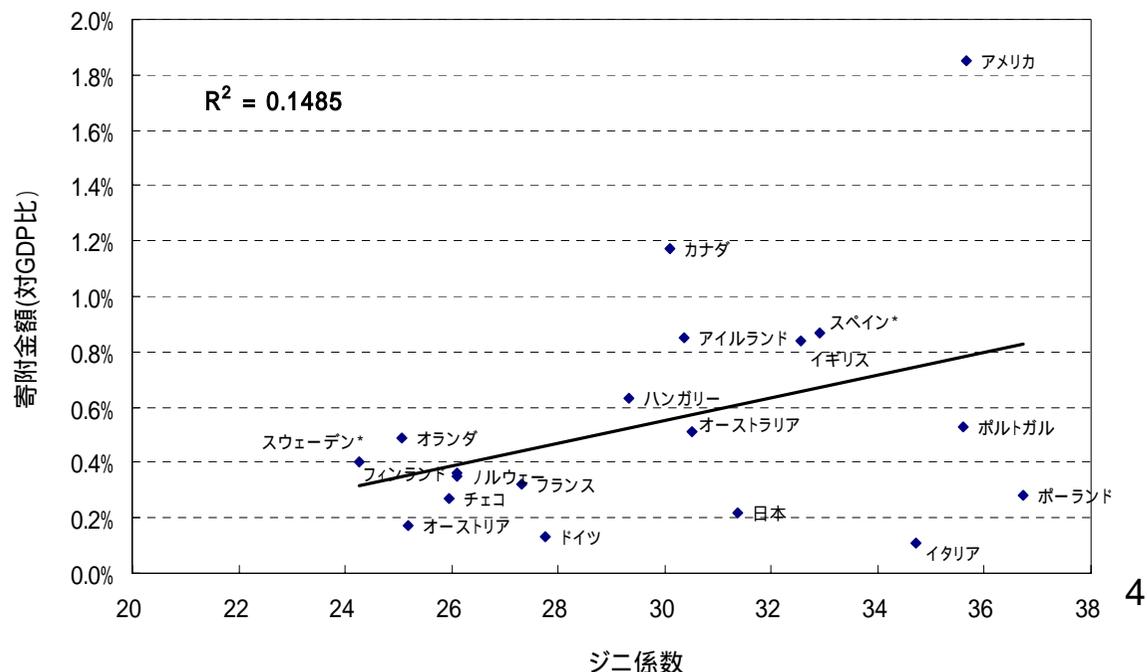
注：一人当たりGDPは2002年のデータである。  
出典：Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project (寄附金額), OECD National Accounts Database 及び 経済社会総合研究所推計値 (為替レート換算), SourceOECDより作成



## 寄附と経済的不平等

ジニ係数が高い国では寄附金額は高く  
日本はジニ係数はやや高いが、寄附金額は低い

注：ジニ係数は2000年のデータである。ここではジニ係数が0の場合は所得水準が完全に平等であることを示し、100の場合には完全に不平等であることを示す。  
出典：Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project (寄附金額), SourceOECDより作成

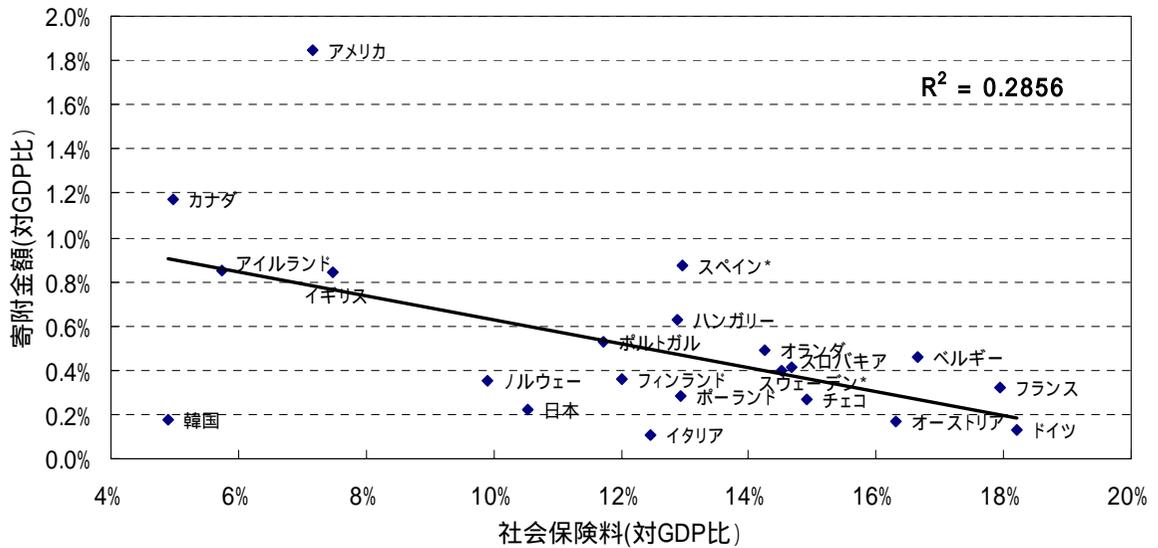
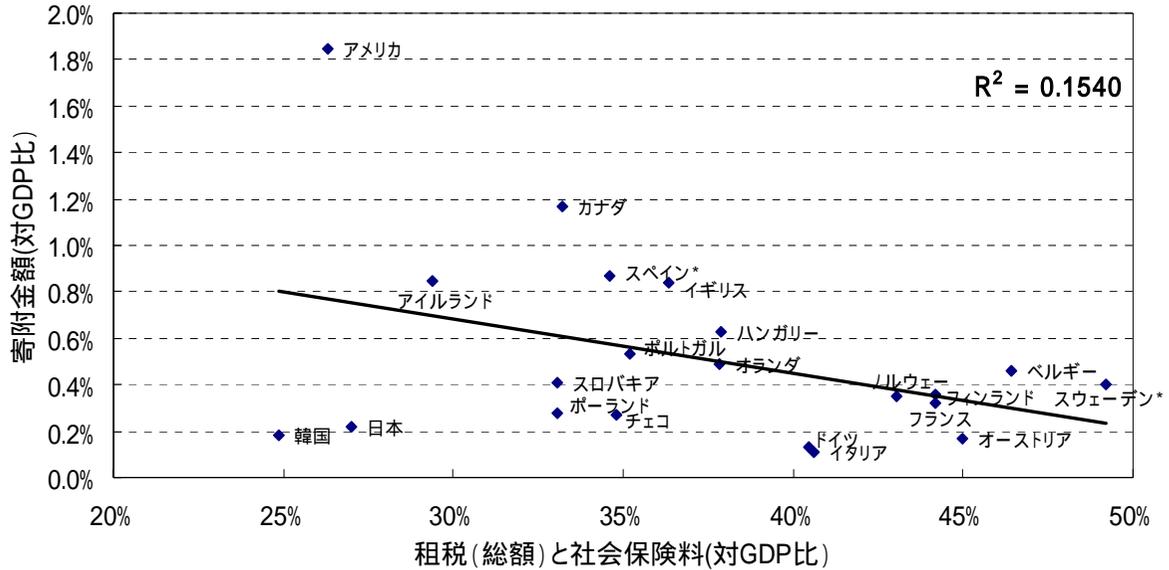


# 寄附と租税・社会保険料負担

若干の負の相関  
日本と韓国は例外的  
に負担も寄附金額も低い

租税よりも社会保険料  
の方が明確に負の相関  
日本は社会保険料負  
担も寄附金額水準も低い

注：租税と社会保険料負担、社会保険料(対GDP比)は2002年のデータである。  
出典：Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project, SourceOECDより作成



## 寄附と非営利セクターの収入源

寄附金額とフィランソロピー依存度の間では明確な相関は見出せない

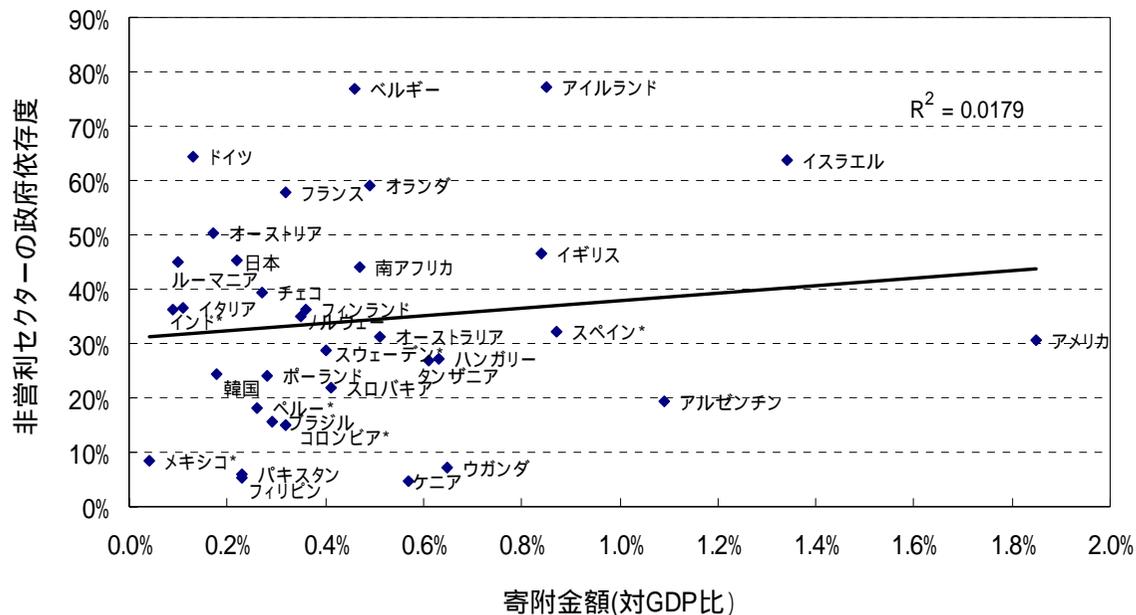
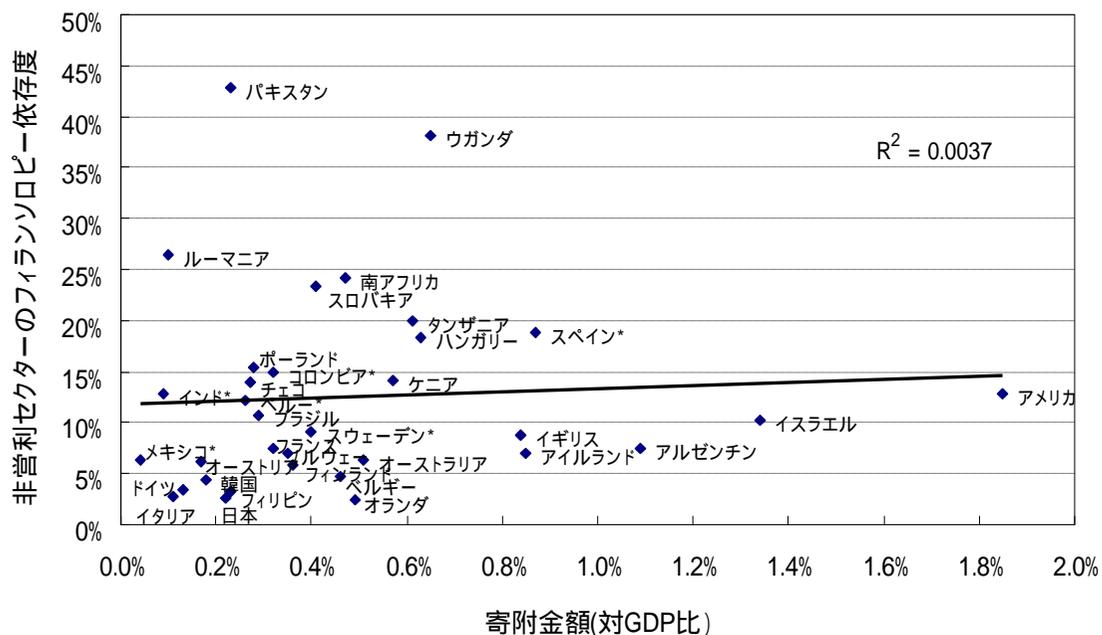
パキスタン、ウガンダ、ルーマニア、南アフリカ、スロバキア、タンザニアなど「寄附金額は低いがフィランソロピー依存度は高い発展途上国」

スペイン、米国、イスラエル、英国など「寄附金額が高くフィランソロピー依存度が先進国の中では比較的高い国」

その他の「寄附金額もフィランソロピー依存度も低い国」

寄附金額と政府依存度はさらにバラつきが大きく、傾向的なものは見出せない。

出典: Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project, SourceOECDより作成



# 日・米・英の寄附の状況

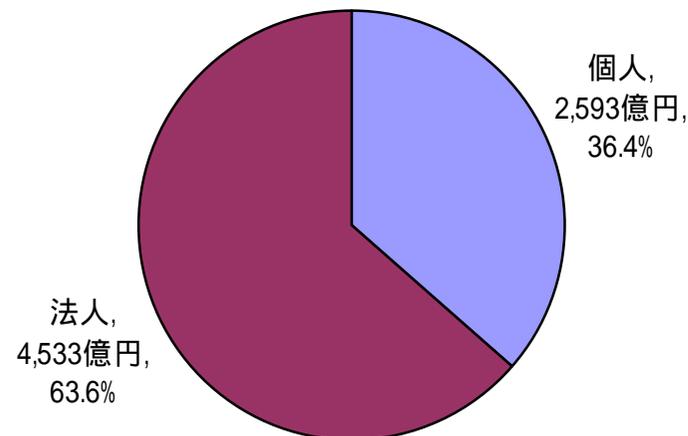
【統計データを中心に、各国の寄附の現状を整理している】

## 寄附主体別の寄附額割合

日本は法人寄附額の割合が多く、米国や英国に比べて個人による寄附額が少ない

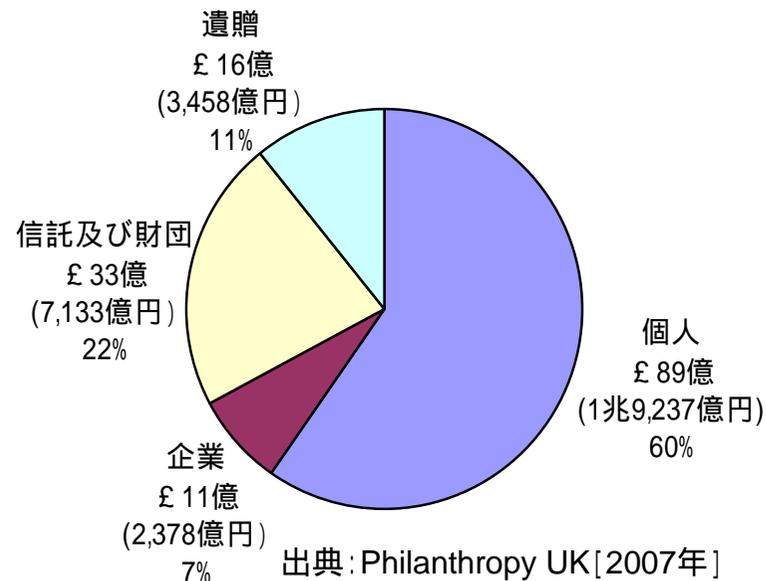
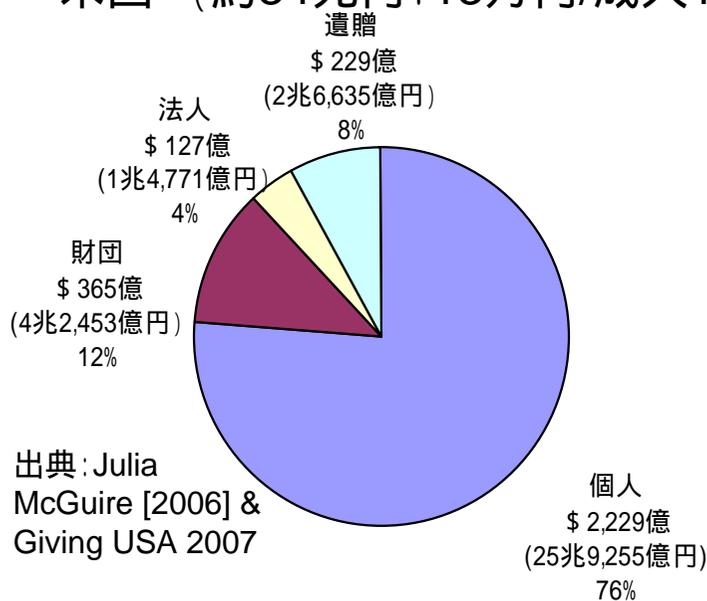
総額にも日本、米国、英国間で大きな開きがある

日本（約7千億円：2.5千円/成人1人あたり）



出典：内閣府経済社会総合研究所[2008]より作成

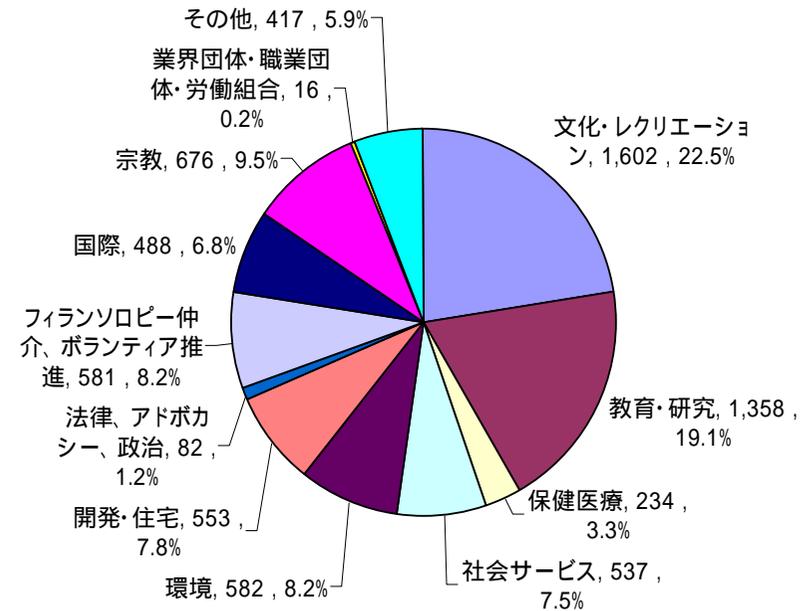
米国（約34兆円：13万円/成人1人あたり） 英国（約3兆円：4.0万円/成人1人あたり）



# 寄附先分野別寄附額割合

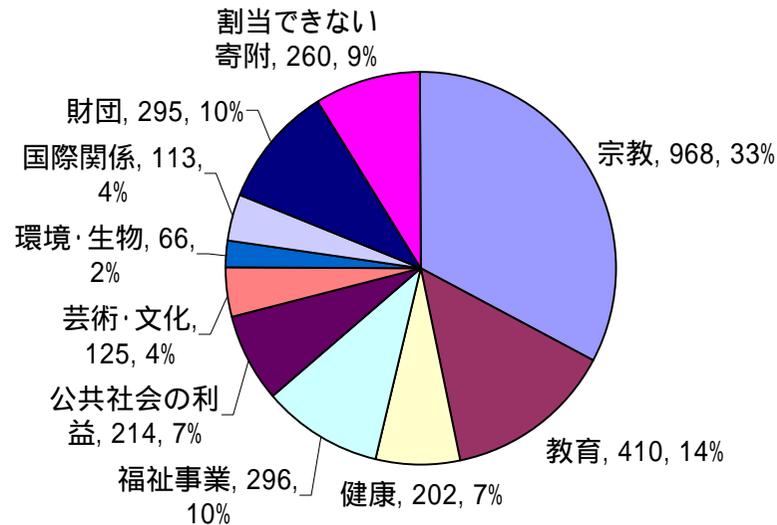
日本では「文化・レクリエーション」や「教育・研究」が多く、米国は「宗教」「教育」が多く、英国は「医学研究」「宗教」が多い。

日本 (単位:億円 2006年)



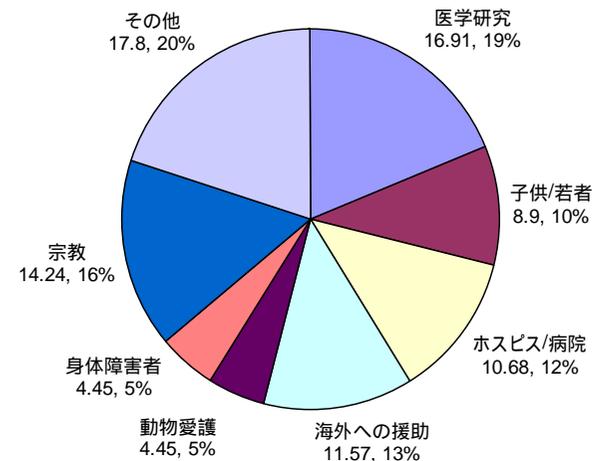
出典: 内閣府経済社会総合研究所[2008]より作成

米国 (単位:億ドル 2006年)



出典: Julia McGuire [2006] & Giving USA 2007

英国 (単位:億ポンド 2005/06年)



出典: CAF/NCVO [2005/06]

# 寄附する理由

日本: 利他的な動機と顔の見えるコミュニティによる定期的な寄附活動

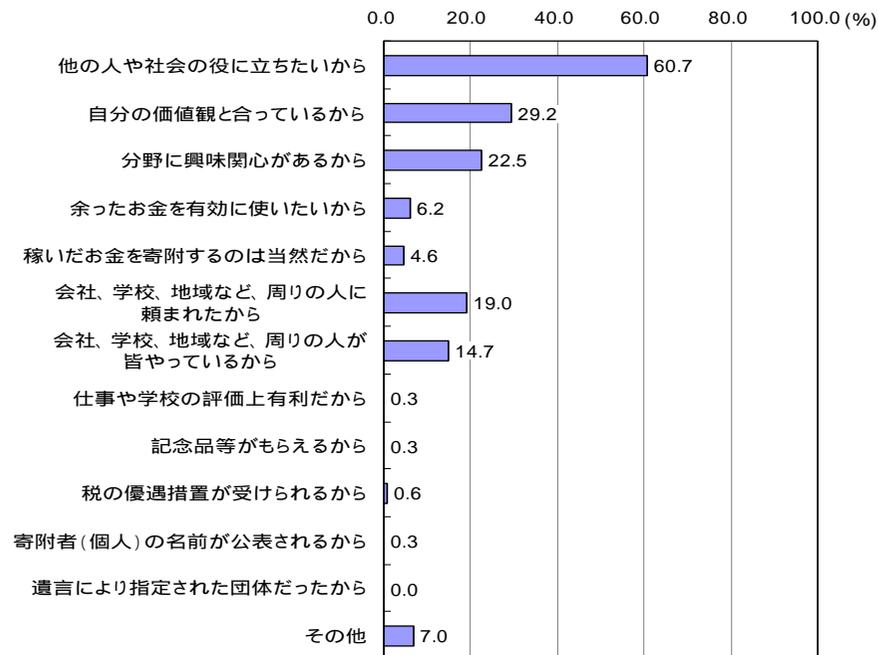
米国: 正しいことをしていると思うからが最も大きい

英国: 寄附する動機として、総じて慈善意識が働いている

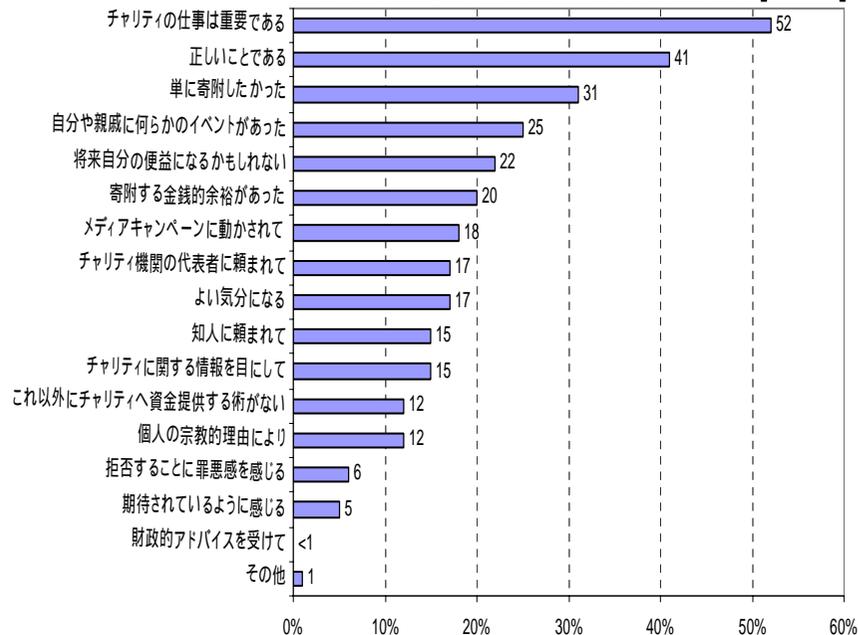


寄附理由	合計
正しいことをしていると思うから	76%
自分の寄附が何らかの影響を及ぼすと思うから	52%
寄附したお金が自分が望む用途で利用されると思うから	42%
寄附により利益を受ける人を(個人的に)知っているから	28%
税金控除を受けたいから	15%
寄附を収集している人を知っているから	13%
雇用主が寄附をするように勧めたから	6%
その問題に関してメディアの注目が集まっていたから	2%
資金収集者やその他のイベントなどで寄附をするようにプレッシャーを受けたから	2%
その他	7%
よく分からない	1%

出典: Harris Interactive Inc. [2006]



出典: 内閣府経済社会総合研究所[2008]



出典: 英国内閣府第三セクター局[2007]

# 日・米・英の寄附金税制

【各国の寄附金制度や寄附金優遇団体について整理している】

## 寄附金制度の要点比較

主要国の寄附金に関する税制の概要(未定稿)

(2007年1月現在)

	区分	寄附金の種類	税制上の取扱い	
			所得税(個人)	法人税
アメリカ	公益目的の寄附金	特に公益性の強い団体に対する寄附金 (連邦・州・地方政府等に対する公共の目的の寄附金も含む)	所得控除 (所得の50%を限度)	損金算入 (所得の10%を限度)
		その他の一定の公益団体に対する寄附金	所得控除 (所得の30%を限度)	
	一般の寄附金	_____	_____	_____
イギリス (イングランド・ウェールズ)	公益目的の寄附金	チャリティに対する寄附金	寄附金の22/78相当額が税務当局からチャリティに給付される(ギフト・エイド)(当該給付額に相当する納税が必要)	損金算入
	一般の寄附金	_____	_____	_____
ドイツ	公益目的の寄附金	慈善、教会、宗教、学術目的及び特に奨励に値すると認められる公益目的の寄附金	所得控除(以下のいずれか大きい金額) 年間総売上高と賃金等の合計の0.2% 所得の5%(慈善目的、学術目的及び特に奨励に値すると認められる公益目的の寄附金については10%)	個人に準ずる
	一般の寄附金	_____	_____	_____
フランス	公益目的の寄附金	一定の公益組織・公益社団・公益財団及び贈与の受け取りを認められた宗教団体又は慈善団体等に対する寄附金	寄附金額の66%につき税額控除 (寄附金額については、課税所得の20%を限度)	寄附金額の60%につき税額控除 (年間売上高の0.5%を限度)
	一般の寄附金	_____	_____	_____
日本	公益目的の寄附金	国又は地方公共団体に対する寄附金 指定寄附金	寄附金額 - 5千円につき所得控除 (寄附金額については、総所得の40%を限度)	損金算入
		特定公益増進法人に対する寄附金		損金算入 (一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠により、同額までを限度)
		認定特定非営利活動法人に対する寄附金		損金算入(次の額を限度) [(資本金等の額 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%) × 1/2]
	一般の寄附金	_____	_____	_____

出典: 政府税調[2007]

## (1) 日本

寄附金優遇の対象団体をいくつかに分けてそれぞれの基準を設けているが、個人の所得控除は、公益活動等であれば、区分による限度枠の違いはない

法人の損金算入は、国等、指定寄附金については全額、特定公益増進法人及び認定NPO法人については、一般の寄附金と別枠が設けられている

個人住民税の寄附金優遇税制は所得税のレベルに近づきつつある

## (2) 米国

慈善行為を尊重する歴史的・文化的背景により、税制上でも寄附金に対する税控除の範囲が連邦及び州レベルで広く設定され、控除限度額も日本より高い

連邦税では現在、寄附金に対して税控除のみ適用されているが、州や地方自治体レベルでは税控除及び税額控除の双方の形態が見られる

これらの寄附金優遇制度は所得税又は相続税において適用されている

## (3) 英国

英国で寄附金優遇税制の恩恵を受けるのは、主にチャリティ機関とチャリティ機関に寄附する個人・法人である。チャリティ機関は英国税法に基づいて定義され、寄附金優遇税制の恩恵を受けるためには英国歳入関税庁のチャリティ局に通知しなければならない

ギフト・エイド: 寄附者がチャリティ機関に寄附を行った際、所得税の基本税率(2007年11月現在、22%)の金額を当該のチャリティ機関が還付請求できる制度である

ペイロールギビング: 従業員が給与の一部を指定のチャリティ機関に寄附する場合、寄附金額が税引き前の給与から天引きされチャリティ機関に支払われる

## 寄附金優遇対象団体

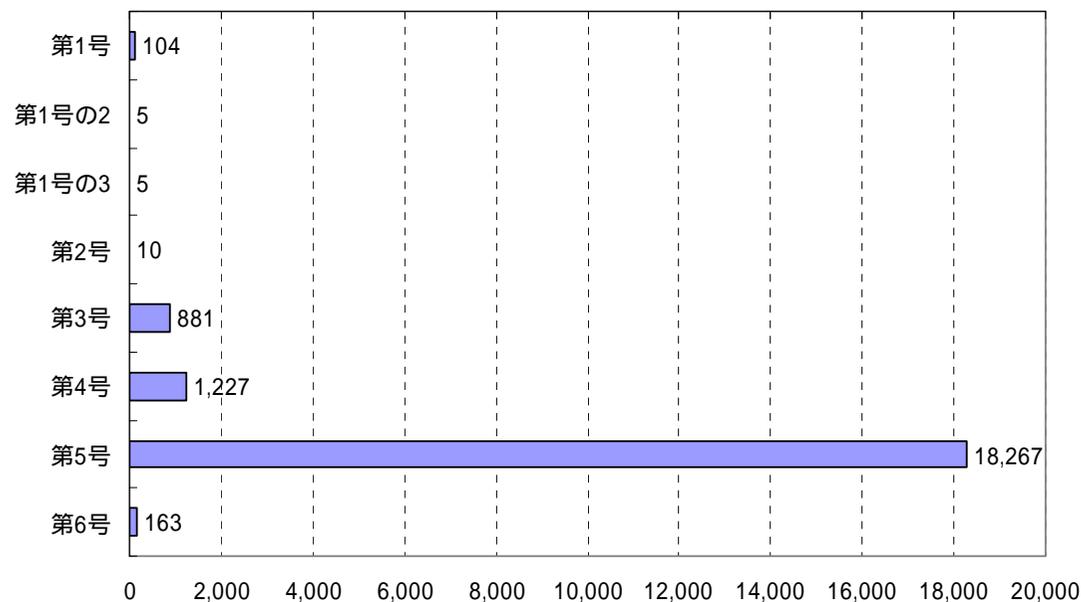
日本の寄附金優遇税制団体数は人口規模を勘案しても米国や英国に比べて非常に低い水準である

	日本	米国	英国
<b>寄附金優遇対象団体数</b>	20,734	1,064,191	190,358

\*日本の内訳は、特定公益増進法人数が20,662、認定NPO法人は72  
 出典：日本の特定公益増進法人は財務省ホームページ（データは2006年4月1日現在）、認定NPO法人数は国税庁ホームページ（2007年12月1日現在）、米国はGiving USA2007、英国はチャリティ委員会[2007]

### < 特定公益増進法人数 >

寄附金優遇対象団体の大部分を占める特定公益増進法人のうち、9割を社会福祉法人が占めている



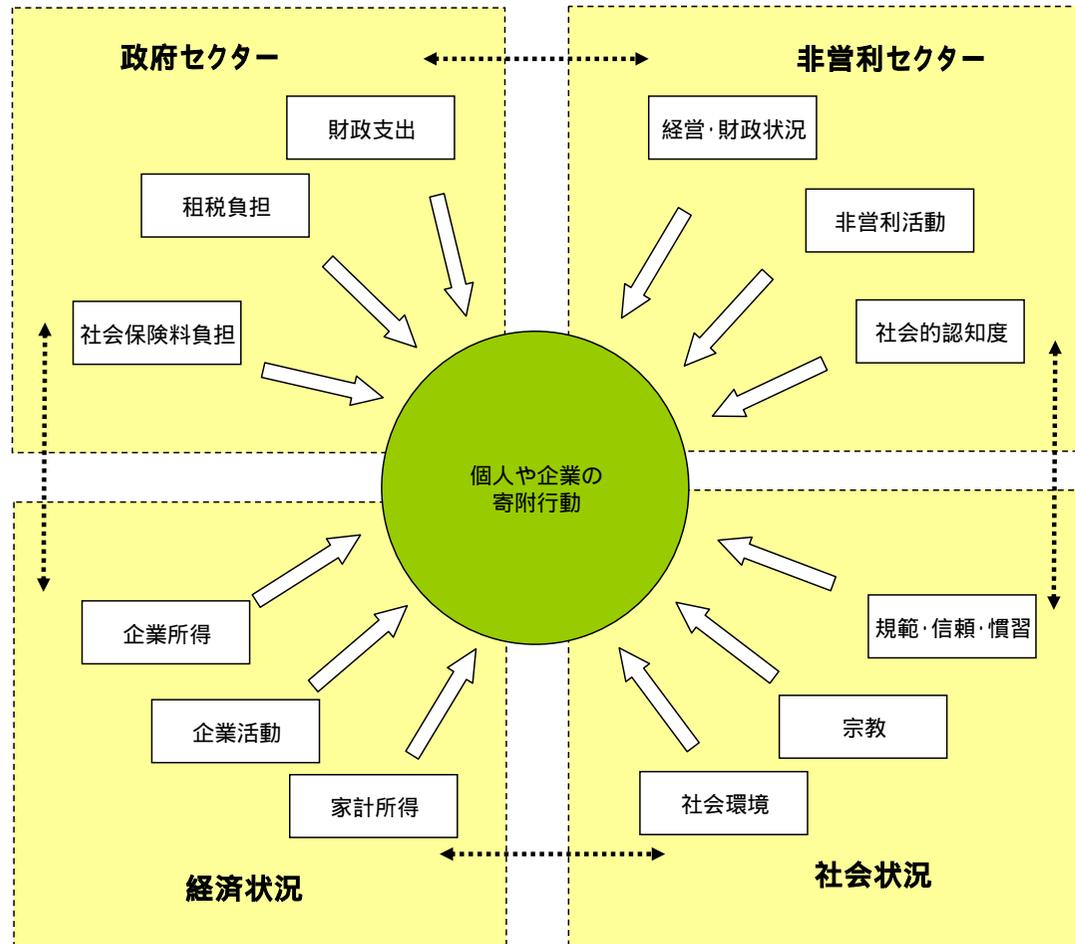
注：第1号は独立行政法人、第1号の2は地方独立行政法人、第1号の3は特殊法人等、第2号及び第3号は民法法人、第4号は学校法人、第5号は社会福祉法人、第6号は更生保護法人である。  
 出典：財務省ホームページ（データは2006年4月1日時点）

# 日本に寄附文化が根付かない理由

【寄附を規定する要因について、非営利セクター、政府活動、経済状況、社会状況の視点から整理するとともに、寄附文化定着の条件として、環境要因、内的要因、制度要因、税制要因をとりあげている】

## 寄附を規定する要因

寄附を規定する要因を非営利セクター、政府活動(政府セクター)、経済状況、社会状況の視点から整理する



## **(1) 非営利セクターとの関係**

非営利セクターは歴史的に発展が遅れており、社会的認知度や信頼度が低い  
中間支援組織(インターメディアリー)の機能やファンドレイジング機能が弱い  
公益法人は、公的規制が強く寄附収入へのインセンティブが弱い  
非営利セクター全体で、税制優遇対象団体が非常に少ない

## **(2) 政府活動との関係**

財政支出や租税・社会保険料負担は相対的に低く、他国と比べて寄附文化を阻害している  
とは言えない  
公益法人への公的規制の強さや、認定NPO法人化の要件の厳しさなどの規制的側面が、  
非営利セクターの寄附収入へのインセンティブや寄附者の寄附インセンティブを弱めている  
と考えられる

## **(3) 経済状況との関係**

所得水準や経済状況から日本の寄附水準が低い理由を見出すことはできない  
より多くの企業におけるマッチングギフトの導入およびその認知度向上という課題がある  
英国におけるギフト・エイドやペイロールギビングのような積極的な税制優遇策の導入の余地がある

## **(4) 社会状況との関係**

利他心や公共心の低さが関係しているかもしれないが、海外との比較は困難である  
寄附の呼びかけの少なさや寄附先団体への信頼感の不足など、寄附に対する慣習や信頼  
が低い  
宗教文化の弱さが寄附文化の弱さに繋がっていることが考えられる

## 寄附文化定着の条件

### (1) 環境要因

公共・公益意識の醸成  
小さいときからの社会活動等の経験  
公共領域における非営利活動の活性化  
寄附に対する習慣性  
日常的な活動に付随する形で寄附

### (2) 内的要因

経済的余裕 所得の多寡に影響を受けない形 / 一定額以上の税金  
は寄附金として活用

### (3) 制度要因

寄附の簡便性  
確定申告の煩雑性の解消(給与天引き)  
寄附先の信頼性  
非営利セクターの認定の厳格化 / 情報公開と監査の強化

### (4) 税制要因

より一層の所得控除、税額控除の検討 (価格弾力性は大きい) / 対象  
団体の範囲を政策目的に応じて拡大

# 日本に寄附文化を根付かせるための税制の役割

【税制が果たしうる役割を直接的効果、間接的効果から考察し、行政及び非営利領域における寄附金活用の可能性と税制の役割について検討している】

## 税制が果たしうる役割

### (1) 税制の直接的効果：経済主体への寄附インセンティブの付与

税制改正による寄附の促進

寄附インセンティブを高める税制の導入など

寄附金優遇税制対象団体の拡大による寄附の促進

寄附金優遇対象団体となるNPO法人の拡大(72法人：H19.12)

### (2) 税制の間接的効果：非営利セクターの強化による寄附対象先の育成

税制改正による非営利セクターの育成

非営利法人課税制度の見直し(本来事業(収益事業)の非課税)

寄附税制と補助金改革の組み合わせによる非営利セクターの育成

寄附の租税価格を引き下げる税制改正(所得控除枠の拡大や税額控除の導入) / 寄附獲得インセンティブを阻害しない補助金の規制・制約の緩和

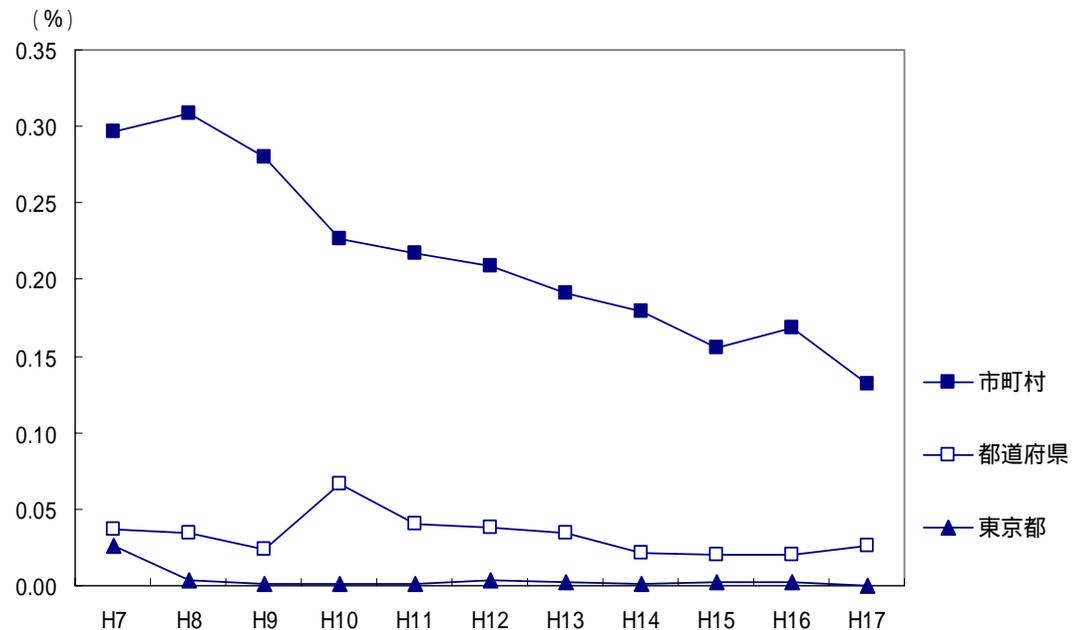
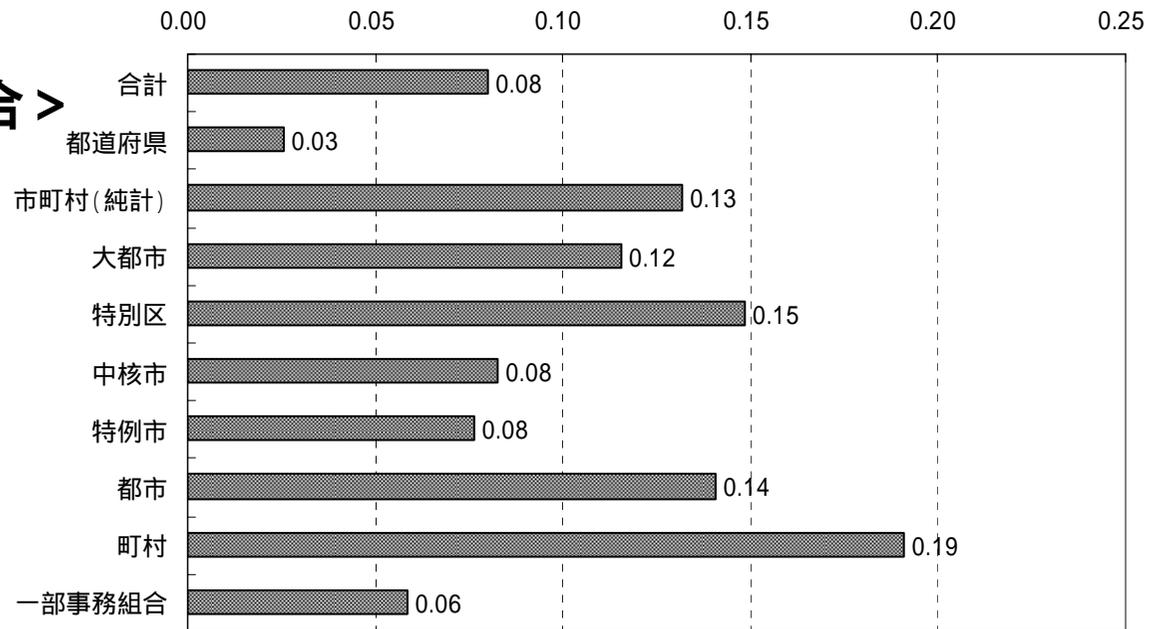
# 行政(地方自治体)における寄附金活用

(%)

## < 歳入に占める寄附金の割合 >

歳入に占める寄附金の割合は全般的に小さく、財政規模の大きな都道府県は低位にある

特に東京都は財政規模が突出する中で寄附金割合は都道府県の1/10となっている



出典: 地方財政統計年報

## < 施策(公共サービス)の基準 >

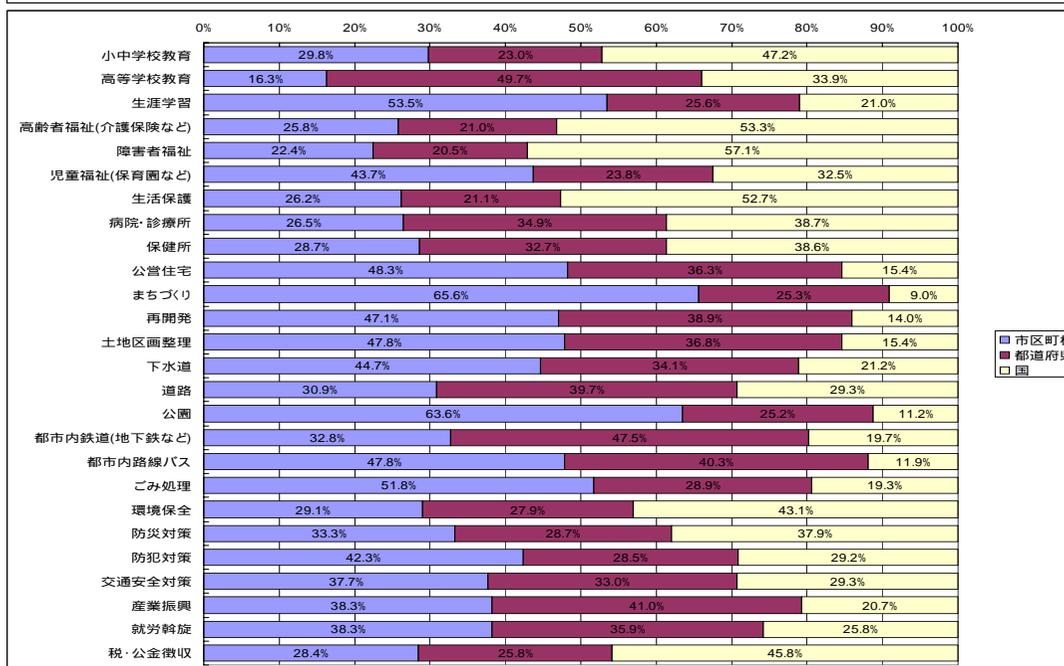
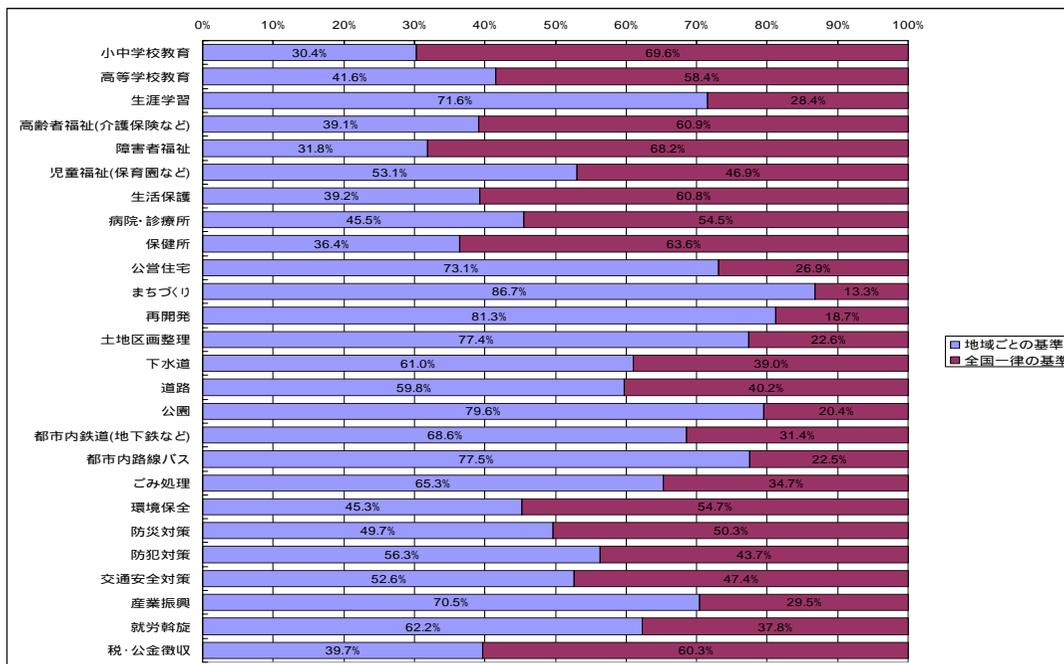
教育や福祉に関しては全国一律の基準、地域づくり、インフラ整備や産業振興などは地域ごとに考えるべきとしている

## < 施策(公共サービス)の保障主体 >

市区町村の方が都道府県や国よりも期待度は高い  
 広域的なサービスについては都道府県、全国一律の基準が期待されるサービスでは国による保障への期待が高い

## < 行政における寄附金活用 >

全国一律の基準が期待されるものは安定財源が求められ、地域独自の基準、判断が期待されるものは寄附金を含む多様な資金の提供が期待される



# 非営利領域における寄附金活用

< 対象(重点)分野 >

表 寄附金の対象(重点)分野

	公益法人	社会福祉法人	宗教法人	労働団体	医療法人	学校法人	NPO法人	任意団体	分野の成長性	収入の(制度的)安定度	寄附金依存度	対象(重点)分野
文化・レクリエーション												
教育・研究									→			
保健医療									→			
社会サービス									→			
環境												
開発・住宅												
法律、アドボカシー、政治												
フィナンシャル・仲介・ボランティア推進												
国際												
宗教									→			
業界団体・職業団体・労働組合									→			
その他												

\* 1 : 網掛け部分は対象外 \* 2 : は該当項目 \* 3 : は対象(重点)分野 19

## < 対象(重点)分野 >

### **【パターン1】: 寄附金需要が高い分野(収入の(制度的)安定度が低い分野)**

文化・レクリエーション、環境、開発・住宅、法律、アドボカシー、政治、フィランソロピー仲介・ボランティア推進、国際 など

このうち、フィランソロピー仲介・ボランティア推進については、活動費用を賄うための寄附金以外に、他の非営利団体を支援するための基金造成も想定される

### **【パターン2】:(従来の分野の中で制度的にカバーされていない)フリンジ分野**

教育・研究、保健医療、社会サービス、(宗教)、(業界団体・職業団体・労働組合)、その他

(例示)研究者の育成基金の造成、地域スポーツクラブの振興、高齢者世帯等の見回り活動、防犯ボランティア活動 など

### **【パターン3】:(従来の分野ではカバーされない)新たな社会的(地域)課題に対応する分野**

(例示)社会的・文化的資源の保全・活用、地域コミュニティの活性化、ソーシャルキャピタル(社会関連資本)の充実、景観の保全・活用 など

## **【寄附金税制】**

対象(重点)分野については、主として経済主体への寄附インセンティブの付与(税制の直接的効果)の重点化が想定される

# < 対象(重点)法人 >

表 寄附金の対象(重点)法人

	公益法人	社会福祉法人	宗教法人	労働団体	医療法人	学校法人	NPO法人	任意団体
文化・レクリエーション								
教育・研究								
保健医療								
社会サービス								
環境								
開発・住宅								
法律、アドボカシー、政治								
フィランソロピー-仲介・ボランティア推進								
国際								
宗教								
業界団体・職業団体・労働組合								
その他		↓	↓	↓	↓	↓		
分野の成長性			↓	↓				
収入の(制度的)安定度								
寄附金依存度								
対象(重点)法人								

\* 1 : 網掛け部分は対象外 \* 2 :  は該当項目 \* 3 :  は対象(重点)法人

## < 対象(重点)法人 >

### 【パターン1】:NPO法人

全分野が対象になるが、個別の法制度により位置づけられている分野を除くと、文化・レクリエーション、環境、開発・住宅、法律、アドボカシー、政治、フィランソロピー仲介・ボランティア推進、国際などの分野を中心にNPO法人の寄附金活用が想定される

### 【パターン2】:任意団体

全分野が対象になるが、個別の法制度により位置づけられている分野を除くと、NPO法人と同様に、文化・レクリエーション、環境、開発・住宅、法律、アドボカシー、政治、フィランソロピー仲介・ボランティア推進、国際などの分野を中心に任意団体の寄附金活用が想定される

寄附金活用の対象とはなるが、任意団体であるため税制面の優遇対象にはならない

### 【パターン3】:公益法人

全分野が対象になるが、個別の法制度により位置づけられている分野を除くと、NPO法人や任意団体と同様に、文化・レクリエーション、環境、開発・住宅、法律、アドボカシー、政治、フィランソロピー仲介・ボランティア推進、国際などの分野を中心に公益法人の寄附金活用が想定される

### 【寄附金税制】

対象(重点)法人については、主として関係する非営利セクターの強化による寄附対象先の育成(税制の間接的効果)の重点化が想定される

# 総括

1. マクロに見ると、寄附は経済状況や租税・社会保険負担との関係は必ずしも明確とはいえない。
2. 日・米・英の間では、寄附の状況(規模)や寄附金優遇税制対象団体数に大きな差があり、その背景には社会システムや寄附文化の違いがある。
3. 寄附に係る税制では、日本は米国や英国に近づきつつあるが、公益的活動を積極的に支援する姿勢に違いがある。
4. 中長期的には、日本においてもグローバルスタンダードとして寄附文化(スタイル)は定着するのではないか(民間企業が先導する形か)。
5. 寄附については、公的負担のシステムとして、租税や社会保険と同レベルの日常性、簡便性が必要である。
6. 寄附金税制の間接効果を活用して、非営利セクター(一部公益法人、NPO法人、任意団体など)の強化を図ることが求められる。